

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、天理市、生駒市及び黒滝村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十八年九月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

天理市

生駒市

黒滝村

二 調査を行った期間

天理市 平成二十三年五月十一日から平成二十七年八月二十四日まで

生駒市 平成二十六年六月十三日から平成二十七年九月三十日まで

黒滝村 平成二十二年六月四日から平成二十四年三月二十七日まで

三 成果の名称

天理市山田町の一部の地籍図及び地籍簿

生駒市鹿畑町の一部の地籍図及び地籍簿

黒滝村（大字中戸の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

天理市山田町の一部の地域

生駒市鹿畑町の一部の地域

吉野郡黒滝村大字中戸の一部の地域

五 認証年月日

平成二十八年八月二十二日